

拡声機を使用する場合の騒音の規制について

埼玉県生活環境保全条例において、県民の生活環境を保全するために、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用等について規制基準を設けています。

1. 店頭、街頭などに固定して拡声機を使用する場合

- 1 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限る。
- 2 拡声機の使用は、1回20分以内とし、次の使用までに10分以上の間隔をおくこと。
- 3 屋外の地上1.5メートルの位置における音量は、次の表のような音量以下とすること。

◆ 区域の区分と音量（最大騒音レベル）

区 域 の 区 分		音 量
第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 狭山近郊緑地保全区域	60デシベル
第2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域指定がない区域※ 都市計画区域外	65デシベル
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75デシベル
第4種	工業地域 工業専用地域 所沢三ヶ島工業団地の区域	80デシベル

※ 都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定がされていない区域のこと（ただし、狭山近郊緑地保全区域及び所沢三ヶ島工業団地の区域を除く）。

2. 移動しながら拡声機を使用する場合

H31.4.1(現在)

- 1 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限る。
- 2 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内においては、拡声機を使用しないこと。
- 3 停止している間に拡声機を使用する場合においては、音源から10メートル以上離れた地上1.5メートルの位置における音量は、次の表のような音量以下とすること。

◆ 区域の区分と音量(最大騒音レベル)

区 域 の 区 分		音 量
第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 狭山近郊緑地保全区域	70デシベル
第2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域指定がない区域※ 都市計画区域外	75デシベル
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	85デシベル
第4種	工業地域 工業専用地域 所沢三ヶ島工業団地の区域	85デシベル

※ 都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域のうち、同法第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定がされていない区域のこと(ただし、狭山近郊緑地保全区域及び所沢三ヶ島工業団地の区域を除く)。

備考

- ① デシベル … 音の大きさを表す単位のことです。
- ② 拡声機の使用については、「埼玉県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例」が適用されること

もあります。

■■■ 問い合わせ先■■■

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の

1

所沢市環境クリーン部環境対策課

TEL : 04-2998-9230

FAX : 04-2998-9195